

今後の課題

本市は、過去の厳しい公害を市民、事業者、行政が一体となって克服し、その中で培われた「財産」である「環境保全技術」と「市民、事業者、行政のパートナーシップ」を生かして、環境国際協力とエコタウン事業を積極的に推進してきました。こうした取組は世界的な評価を受けるまでになっており、「北九州市ルネッサンス構想」に掲げる「水辺と緑とふれあいの“国際テクノロジー都市”」を目指し、快適で質の高い生存環境のもとで、国際経済社会の発展を担う創造的な産業活動や研究活動が展開する都市への再生を図っています。

一方、今日の環境問題は、地球環境問題に代表されるように広範多岐にわたるものであり、被害者と加害者が明確に分けられないなど、これまでの産業公害問題とは異なる特徴を有しています。これらの環境問題に積極的に取り組んでいくため、平成12年12月に今後の本市の環境保全行政の指針となる「北九州市環境基本条例」を制定し、翌年1月から施行しました。この基本条例に掲げている基本理念を市民、事業者、行政がしっかりと認識し、それぞれの立場で今後とも公害防止の徹底に努め、残された課題である交通公害対策や有害化学物質対策などについて引き続き重点的に取り組むとともに、資源の節約と環境負荷の削減を図り、持続可能な社会を形成するため、ごみの資源化・減量化の推進をはじめとする資源循環型社会の構築に努めていかなければなりません。

これらを踏まえ、本市は、市民がより快適な環境を享受し誇れるまちとしてさらに飛躍するため、また、ヨハネスブルグ・サミットにおいて、本市が世界の環境モデル都市と認められたように、国際社会や将来の世代からの期待に応えるため、「世界の環境首都」を目標に、市民参画を基本として、さらに環境政策を推進していきます。

1 住み良い環境の街の創造

市民が快適に安心して暮らせる住み良い環境の街を創造していきます。このため、環境をより幅広い視点でとらえ、また、市民の視点に立った環境政策を進めるとともに、すべての政策において「環境の視点」を導入していきます。

(1) 公害防止の徹底

公害防止計画の推進を中心とする現在までの取組の結果、産業公害は沈静化し、都市・生活型公害の一つである自動車の排気ガスや騒音の問題も、一部の地域を除き、着実に改善されてきました。今後とも、工場等に対する監視・指導に務めるとともに、自動車環境対策については、地球温暖化対策をも視野に入れ、引き続き、低公害車の普及やエコドライブの推進などの取組を市民・事業者とともに進めていきます。

(2) 有害化学物質対策

これまでの公害問題に代わり、近年は有害大気汚染物質に代表されるような新たな環境汚染が問題となっています。

このため、PRTR法に基づき、化学物質について排出及び移動の実態を把握するとともに、環境調査を実施し、必要な排出抑制対策に取り組んでいきます。

2 循環型社会の構築

廃棄物をめぐる問題は、私たちの生活や経済活動と切り離せない問題であるとともに、天然資源の枯渇、さらには地球温暖化問題など、何気ない日々の生活が、地球的規模の問題につながっている時代を迎えています。この問題の解決のためには、製造・販売事業者、市民、行政、研究機関が相互に連携をとりながら、適切な役割分担の下で、環境を意識した行動、生活様式・産業構造を根本から見直すことが必要です。

このため、生産の段階から長寿命製品、廃棄物の発生抑制・減量化、リサイクルを考えた生産、過剰包装の自粛、ごみとなるものそのものをまず排除し、詰め替えや再使用可能な製品の選択などのライフスタイルを実践していくことなど、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）のいわゆる「3R」を基本として、さらには、環境に優しいリサイクル製品を使うこと（グリーン購入の促進）など、循環型の生活様式・産業構造の社会への転換を図っていくことが必要です。

本市では、従来の「処理重視型」から「リサイクル型」へ転換してきたごみ処理の理念を更に進め、「循環型」へ発展させた「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を、市民、事業者、行政が一体となって着実に推進するために、平成16年10月の「事業系ごみ対策」、平成18年7月の「家庭ごみ収集制度見直し」などの具体的な施策を展開しています。今後とも、環境教育・学習、市民啓発、資源回収や環境保全活動に対する支援などを通じて、市民の減量・リサイクル意識を向上し、維持していく施策を積極的に展開していきます。

また、地域レベルにおける循環型社会形成に向けた先駆的な取組である北九州エコタウン事業では、これまでの取組を広げ、本市域内での産業間や産業と民生分野との連携を促進する「北九州エコ・コンビナート構想」による地域全体のゼロエミッション化の促進、さらに資源循環に関する新たな産業や技術の集積を図ることにより、アジアにおける「国際資源循環・環境産業拠点都市」を目指し、積極的に事業の推進を図ります。

次世代を担う子どもたちに、地球環境を守り、限りある資源を残すことは、今を生きる私たちに課せられた使命であり、今後とも「循環型社会」の構築に向けた取り組みを推進していきます。

3 地球環境保全の推進

（1）地球温暖化対策

地球温暖化は、海面上昇や異常気象、農業や生態系の破壊などを引き起こすといわれており、その影響は地球規模の深刻な問題です。地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、その多くが、私たちの生活を支えているエネルギー源である石炭・石油などの化石燃料を使用したときに発生する二酸化炭素であることから、地球温暖化対策として、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等の推進が必要です。

そこで、これまでの地球温暖化対策の取組を継続するとともに、市民・事業者・行政の各主体が、本市の実情に応じた温室効果ガスの排出抑制の取組を総合的に推進し、国と連携して京都議定書の約束の達成に寄与するため、市域の温室効果ガスの削減に向けた市民・事業者・行政の役割、事業者の自主的な行動を促進するための仕組み・支援策及びその推進体制を盛り込んだ「北九州市 地球温暖化対策 地域推進計画」を市民・事業者とともに策定し、未来を担う子供達により良い環境を残すため、持続可能な社会づくりを総合的に推進します。

(2) 環境国際協力の推進

本市は、これまで蓄積した公害克服やエコタウン事業などの経験や技術を活かして、環境分野の国際協力を推進し、国内外から高い評価を得ています。今後も、アジア地域を中心とし、産業公害対策、省エネルギー、廃棄物・リサイクル対策など本市の得意分野に重点を置いて国際協力を実施し、世界の環境首都にふさわしい貢献を行います。

このため、JICAなどの国際機関などとの連携を一層強化するとともに、企業OBなど団塊の世代の技術や能力を活かすなど市民・地元企業・大学など多様な担い手による効果的・効率的な実施を図ります。

また、アジア各地の環境改善の担い手となる人材を育成することを目的として、幅広い環境人材の研修事業を更に一層充実し、これまでの成果をベースに、高度で大規模な「アジア地域の環境分野における人材育成拠点」の形成をめざします。

これまで築いてきた国際的ネットワークを通じて、本市の有する経験や技術・ノウハウを、海外の都市、地域社会と共有し、地域環境の保全に貢献するとともに、環境国際ビジネスの展開など地域活性化にもつなげていきます。

4 自然環境の保全とふれあいの確保

近年、希少な動植物の保護に加え、外来種の問題、身近な自然としての里地里山の保全・活用、市民と自然とのふれあい促進など、新たな課題への対応が求められています。

このため、本市では、市民、NPO、専門家、行政などが連携して、豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進するための総合的な計画として「北九州市自然環境保全基本計画」を平成17年9月に策定し、今後、本計画に沿って、自然環境の保全とふれあいの確保に努めていきます。

5 市民・事業者・行政の協働

世界の環境首都の「グランド・デザイン」を基に、市民、NPO、企業、行政等が、「真の豊かさ」にあふれるまちを育み、未来の世代に引き継いでいくため、私たちのまちの資産（たから）と能力（ちから）を高め、引き出すための具体的な取り組みを実践しています。また、「世界の環境首都」の市民としての自覚を持ち、環境意識の世界一高い市民となるような取り組みを市民、NPO、企業、行政等が、力を合わせて推進しています。